

第2回川口市指定管理者候補者選定及び評価会議次第

日 時 令和5年2月3日（金）

午後1時30分から

場 所：川口市役所第一本庁舎6階

601大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

（1）子ども部保育運営課所管施設の指定管理者候補者の選定について
（戸塚しらぎく保育園・戸塚のぞみ保育園・並木南保育所・神根保育所）

（2）子ども部保育運営課所管施設の指定管理者の評価について
（芝南保育所）

（3）子ども部青少年対策室所管施設の指定管理者の評価について
（戸塚児童センター）

4 閉 会

川口市指定管理者候補者選定及び評価会議委員名簿

【任期：令和3年10月13日～令和5年10月12日】

	区 分	委 員 名	新・再任	経 歴 等
1	会 長	清 水 竹 敏	再任	副 市 長
2	副会長	栗 原 明 宏	新任	副 市 長
3	副会長	岩 谷 和 彰	再任	弁護士会 埼玉弁護士会所属
4	委 員	柳 原 かおり	新任	関東信越税理士会西川口支部 企画部 副部長（女性部長）
5		太 田 彰	新任	埼玉県社会保険労務士会 川口支部
6		緑 川 定 雄	新任	幸栄地区連合町会長
7		百目鬼 健 司	新任	川口商工会議所 監事
8		石 川 豪 一	新任	川口新郷工業団地協同組合 役員
9		増 田 征 則	新任	川口機械工業協同組合 理事
10		山 崎 信 二	再任	川口鋳物工業協同組合 栄町鋳造部会長

川口市指定管理者候補者選定及び評価会議設置要綱

(平成20年6月2日 市長決裁)

(設置)

第1条 本市の公の施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるに当たり、指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定について公正かつ適正な執行を確保するとともに当該指定管理者が行った施設の管理運営等が、適正かつ確実に執行されているかを測定・評価・検証し、今後の当該施設の安定的な運営に活かすため、川口市指定管理者候補者選定及び評価会議（以下「選定及び評価会議」という。）を設置する。

(選定及び評価会議)

第2条 委員は、選定及び評価会議において、候補者の選定及び指定管理者の評価等に関し、必要と認められる事項について意見を述べ、又は提言を行う。

(組織)

第3条 選定及び評価会議は、委員若干名をもって組織する。

- 2 委員は、法律及び財務会計等について専門的な知識を有する者のほか、必要と認める者のうちから、市長が選任する。
- 3 選定及び評価会議に会長を置き、企画財政部を担当する副市長をもって充てる。
- 4 選定及び評価会議に副会長を置き、会長が委員のうちから指名する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議等)

第4条 会長は、会議の議長となる。

- 2 会長及び委員は、指定管理者候補者及び指定管理者の役員を務める団体に関する議事に加わることはできない。
- 3 会長が前項の規定により除斥されるとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 選定及び評価会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできな

い。

5 選定及び評価会議は必要に応じ、関係者を出席させ、説明を聴くことができる。

(専門委員会)

第5条 第2条に掲げる事項について専門的に調査、研究、協議、測定、評価又は検証（次項において「調査等」という。）を行うため、指定管理者制度の導入に関わる各部に必要な専門委員会を置く。

2 専門委員会は、調査等を行ったときは、選定及び評価会議に報告する。

3 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の守秘義務)

第6条 委員は、選定及び評価会議において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(報償)

第7条 委員が第4条の会議に出席した場合は報償費を支給する。ただし、特別な理由がある場合には、この限りではない。

2 前項の報償費の額は、委員1人につき、会議1回当たり7,200円とする。

(庶務)

第8条 選定及び評価会議の庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成20年6月2日から実施する。

(川口市指定管理者候補者選定会議設置要綱及び川口市指定管理者評価会議設置要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 川口市指定管理者候補者選定会議設置要綱（平成17年6月24日決裁）

(2) 川口市指定管理者評価会議設置要綱（平成18年9月14日決裁）

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１月１日から施行する。